

# 丹南総合公園利用料金表

## 体育館

### (一)アリーナ

単位:円

施設	利用時間	利用料金	
		学生等	一般
アリーナ	午前8時30分から午後1時	2,070	6,030
	午後1時から午後6時	2,040	5,280
	午後6時から午後8時30分	2,030	5,280
	午後8時30分以降の1時間につき	800	2,040

- ※ 上記の額には、シャワー室および更衣室ならびに競技用備品および競技用器具の利用料金を含む。  
 ※ 利用者がアマチュアスポーツに利用する場合で、入場料等を徴収するときまたは入場を整理券等で制限するときの利用料金の限度額は、上記の額の3倍に相当する額(入場料等の最高額が3,560円未満のときは、2倍に相当する額)とする。  
 ※ 利用者がスポーツ以外の行事に利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額の2倍に相当する額とする。  
 ※ 利用面積が床面積の2分の1以下を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額の2分の1に相当する額とする。  
 ※ 利用者が照明設備を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額に次の表に掲げる加算額を加算した額とする。

アリーナ照明	利用時間	利用料金
全面利用	1時間につき	300
半面利用		140

### (二)附属施設

単位:円

区分	利用時間	利用料金	
		学生	一般
会議室	午前8時30分から午後1時	460	1,260
	午後1時から午後6時	490	1,470
	午後6時から午後8時30分	490	1,470
	午後8時30分から午後10時	210	630

- ※ 利用者が冷暖房設備を利用する場合の利用料金は、上記の額にその10分の2に相当する額を加算した額とする。  
 (10円未満の端数切捨て)

## 全天候型球技場

単位:円

施設	利用時間	利用料金
半面利用	1面1時間につき	310
全面利用		620

- ※ 専用しない場合は、無料とする。

備考

- 「学生等」とは小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに類する者を、「一般」とは小学生就学の始期に達するまでの者および学生等以外の者をいいます。
- 一般と学生とで構成されている団体が利用する場合の利用料の額は、一般のみで構成されている団体が利用する場合の額によります。
- 県外に住所を有する者が利用する場合の利用料(照明設備の利用料を除く。)の額は、上に掲げる金額にその十分の五に相当する額を加算した額とします。
- 準備撤去に要する時間は利用料金に含まれます。